第22期 第24回 農業委員会総会審議結果

開	催	日	時	平成28年 9月29日(木曜日) 午後2時00分 ~午後2時40分									
開	催	場	所	苫小牧市役	苫小牧市役所本庁舎 2階21会議室								
				今泉 宏治	及川 末男		野村 真理子	工藤 良一	黒坂 章				
出	席	委	員	矢農 誠	山内 幸子		佐久間 貴子	山本 まり子	丹羽 秀則				
								計 10 名					
欠	席	委	員	亀谷 正司	五十嵐 堅司]	谷口 隆昌	-					
議事	議事録署名委員 黒坂 章 矢農 誠												

審議内容

報 告 第 1 号 現況証明願いの専決処分について

所在・地番	公簿 地目			順出理由	確認結果	確認委員	
苫小牧市 ときわ町 6丁目 9番12	牧場	登録なし	297	■■■市■■町 ■丁目■■番■ ■号 土地家屋調査士 ■■■■	地目変更 の為	農地·採草 放牧地以外	及川 末男 亀谷 正理子 黒坂 章 山本 まり子

審議結果 原案承認

議 案 第 1 号 現況証明願いの下附について

所在·地番	公簿 地目	農地台帳 面 積 地 目 (㎡)		申請者 (所有者)	願出理由	調査結果	調査委員
字糸井 386番2 386番4 386番5	畑畑畑	登録なし 登録なし 登録なし	744 1, 021 368 (2, 133)	■■■市■■町■丁目■■番■号	地目変更 の為	農地·採草 放牧地以外	及川 末男 亀谷 正司 野村 真理子 黒坂 章 山本 まり子

審議結果 原案可決

議 案 第 2 号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の選出方法について

審議結果 原案可決

議 案 第 3 号 苫小牧市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について

別紙 1 苫小牧市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)

審議結果 原案可決

議 案 第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請について

(使用貸借による権利の設定)

土 地		表目 現況	示 面積 (m²)	貸 主 住 所・」 生 年	モ 名	借 主 の 住 所・氏 名 生 年 月 日	1 - 1	定しようとする の詳細
字樽前 72番1の内 80番1の内 80番3の内 83番1の内 83番2	牧牧牧牧牧牧	畑畑畑畑畑	916 1,125 7,471 17,608 9,508 (36,628)	■■■市 ■■番地 (有)■■■ 代表取締 ■■ (S■■.■		■■郡■■■町■ ■■丁目■番地 (株)■■ 代表取締役 ■■■■ (S■■.■.■■ 設立)	ていますが 礫が混入し 悪い部分か 率も悪いの から砂利を 埋め戻し、 表土で敷き	畑として利用し 、表出り、て利用し 、表おり、で、取の で、取しの ・なり、この ・なり、この ・なり、この ・なり、 ・なり、 ・なり、 ・なり、 ・なり、 ・なり、 ・なり、 ・なり、
	権利を設定しようとす る契約内容		用計画	の詳細	資	金・事業計画の	の詳細	備考
1)設定の時期 許可日か 2)権利の存続 許可日から	2)転 許	用の目的 利採取 用の時期及 可日から1: 利採取量:	年間	自 (2) 事業	費の内訳二業費二事費□□,□	■■千円■■千円■■千円■■千円		

審議結果 原案可決

その他

- (1) 管内農業視察研修について
- (2) 平成28年度公務災害補償制度への加入申込みについて
- (3) 第25回農業委員会総会の開催について 10月25日(火) 午後2時からの開催を予定。

別紙 1

苫小牧市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)

(趣旨)

第1条 農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の 確保と有効利用の促進を図っていくことが求められている。

このため、農地パトロールを実施し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消を図るほか、監視による違反転用防止、農地法許可案件の履行状況確認等も併せた取組を推進する。

なお、農地パトロールによる農地の利用状況の確認については、農地法第30条の利用状況調査として行うこととする(以下、利用状況調査と併せて実施する農地パトロールを「農地パトロール(利用状況調査)」という。)。

(農地パトロール (利用状況調査) 月間等)

第2条 毎年8月から11月を農地パトロール(利用状況調査)月間と設定し、地区担当員による調査(以下「個別調査」という。)と、全体調査の2段階により実施する。

(実施の対象及び内容)

第3条 農地パトロール (利用状況調査) は全ての農地を対象に、農業委員、農業委員会事務局、地域の農業に精通した者、農業団体等の協力を得て実施する。また本調査は、荒廃農地調査も兼ねていることから、本市職員及び農業団体等とも協力して実施する。

なお、実施にあたっては、次の事項を主体的に実施する。

- (1) 遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地の把握(荒廃農地調査を含む)
- (2) 農地法の許可(届出)案件の履行状況の確認
- (3) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認
- (4) 農地の違反転用の早期発見
- (5) 相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地(以下、納税猶予摘要農地という)の利用状況の確認
- (6) 仮登記農地の利用状況の確認
- (7) 営農型発電設備(太陽光パネル等)の設置に係る農地についての適切な営農状況の確認
- (8) 農業者年金制度にかかる特定処分対象農地の利用状況の確認

(趣旨の徹底)

第4条 農地パトロール (利用状況調査) の実施にあたっては、事前の総会等において、 趣旨や実施方法等について意思統一を図って実施する。

(全体調査の事前協議)

第5条 全体調査の実施にあたっては、個別調査の結果に基づいて事前協議を行い、当 該地区の概況を把握したうえで、対象を選定し実施する。

(調査結果の整理等)

- 第6条 全体調査終了後、参加者による検討会を開催し、現状と課題を整理するととも に、その結果を農業委員会総会に報告し、事後手続きの対応について協議・決定する。
 - (1)遊休農地については、農地法第32条以下に基づく①農地所有者等への利用意向調査の実施、②(農地中間管理事業を利用する意思がある者について)農地中間管理機構への通知、③農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の措置を進めるとともに、これらの結果(経過)を農地台帳に記載する。
 - (2) 違反転用農地農地等については、「農地法関係事務処理要領の制定」に基づく指導を行う。
 - (3) 納税猶予適用農地については、違反転用の事実を発見した場合及び農地法第36条の規程により農地中間管理権の取得に関する勧告をした場合は、遅滞なく、当該農地の所在地の所轄税務署長に通知する。
 - (4) 農地に復元して利用することが不可能な土地と判断され、かつ、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」と判断した土地の所有者には「非農地通知書」を送付する。

(農地基本台帳の整備)

第7条 前条に基づき、1筆毎に農地パトロール (利用状況調査) の実施日、調査結果、 遊休農地の措置(指導・勧告の実施等) 状況について、農地基本台帳に記載管理する とともに、「非農地通知書」を送付した土地については削除する。

(周知)

第8条 農地パトロール (利用状況調査) の実施にあったっては、事前に農業委員会ホームページ・広報等で農業者等への周知に努める。

(連絡・調整及び報告)

第9条 農地パトロール (利用状況調査) の実施にあったっては、北海道農業会議及び 北海道との緊密な連携、調整を図るとともに、その実施状況等に関して、12 月末日ま でに、北海道農業会議に報告する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、平成22年8月27日から施行する。

附則

この要領は、平成26年8月26日から施行する。

附則

この要領は、平成28年9月29日から施行する。